

議案第23号

芽室町中央公民館の設置及び管理条例中一部改正の件

芽室町中央公民館の設置及び管理条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成24年3月2日提出

芽室町長 宮西 義憲

芽室町中央公民館の設置及び管理条例の一部を改正する条例

芽室町中央公民館の設置及び管理条例（昭和56年芽室町条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

中央公民館使用料

区分		基本使用料 (1時間につき) (円)
1階	展示ホール	750
	大ホール(ステージ付)	1,350
	ステージ	450
	リハーサル室	290
2階	講堂	1,040
	研修室	290
	2階和室	600
	図書資料室	290
3階	3階和室	290
	視聴覚室	450
	美術工芸室	290
	調理実習室	600

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## 説 明

公共施設使用料の見直しに伴い、芽室町中央公民館の使用料を改正しようとするものであります。

芽室町中央公民館の設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現行		
別表（第9条関係） 中央公民館使用料			別表（第9条関係） 中央公民館使用料		
	区分	基本使用料 （1時間につき）（円）		区分	基本使用料 （1時間につき）（円）
1階	展示ホール	750	1階	展示ホール	850
	大ホール（ステージ付）	1,350		大ホール（ステージ付）	1,530
	ステージ	450		ステージ	510
	リハーサル室	290		リハーサル室	330
2階	講堂	1,040	2階	講堂	1,180
	研修室	290		研修室	330
	2階和室	600		2階和室	680
	図書資料室	290		図書資料室	330
3階	3階和室	290	3階	3階和室	330
	視聴覚室	450		視聴覚室	510
	美術工芸室	290		美術工芸室	330
	調理実習室	600		調理実習室	680
備考（1）～（3） 一略一			備考（1）～（3） 一略一		
附 則					
この条例は、平成24年4月1日から施行する。					